

第3回 書面理事会 報告

日 時 令和4年11月14日（月）

1. 業務研修の他県会への案内について

理事総数 18名（提案者のため会長を除く）

反 対 0名 賛 成 18名

第2回研修会第3講座及び第3回研修会について地協各単会に案内する。

第4回 書面理事会 報告

日 時 令和4年12月1日（木）

1. 事務局職員の後期賞与について

理事総数 18名（提案者のため会長を除く）

反 対 0名 賛 成 18名

総務委員会の答申を受け、後期賞与として2.47ヶ月を12月23日に支給することが承認された。

第5回 書面理事会 報告

日 時 令和4年12月2日（金）

1. 綱紀委員会の委員について

理事総数 18名（提案者のため会長を除く）

反 対 0名 賛 成 18名

各支部から推薦された以下の会員を綱紀委員に委嘱（任期：令和4年12月8日から令和5年度総会）する。

佐野文男（福島）、高坂明子（郡山）、原木和子（会津）、鈴木寿信（いわき）、蓬田信一（相馬）

第6回 理事会 報告

日 時 令和4年12月14日（木） 17:05～19:05

場 所 事務局（福島市）及びオンライン

出席者 理事17名、監事2名

宍戸会長、中目、田中、榎田、草野智正副会長、白岩、真船あい常任理事、佐川、村山、菱沼、草野昌利、新田、御代田、佐藤、真船茂、吉田、加藤、鈴木理事、塩崎監事

欠席者 なし

審議事項

1. 会員への苦情について

労働保険の手続及び雇用調整助成金の申請の不履行に関する苦情が寄せられ、苦情処理委員会において申立人及び苦情対象社労士から事情を聴取したうえでの検討結果を踏まえ、社会保険労務士法第16条及び福島県社会保険労務士会会則第40条の3（報酬等の明示）、第40条の5（品位保持等の指導）、第41条（信用失墜行為の禁止）の定め反するおそれがあることにより、会則第44条に該当するものとして注意及び苦情申立人への十分な説明を行うよう勧告することを決定した。

第7回 理事会 報告

日 時 令和5年2月28日（火） 13:00～17:00

場 所 アクティおろしまち（福島市）及びオンライン

出席者 理事18名、監事2名

宍戸会長、中目、田中、榎田、草野智正副会長、白岩、真船あい常任理事、佐川、村山、
國嶋、菱沼、草野昌利、新田、御代田、佐藤、真船茂、吉田、鈴木理事
田部、塩崎監事

欠席者 1名 加藤理事

審議事項

1. 来年度の事業計画について

令和4年度の事業計画及び連合会の令和5年度の事業計画案をもとに検討し、具体的な事業計画（案）については、次回理事会で審議する。

2. 役員報酬について

過去の総会で会長等の役員報酬の値上げについて提起されたことを受け、総務委員会で2年間審議した結果が報告された。

県会の業務が増え会長をはじめとして役員の実務は大きくなっており、また会がマスメディアに掲載される機会が増え、特に会長への言動が注目されるようになってきている。

それらを鑑み、下記に改正し、令和5年度の予算に計上する。

会長：120,000円（40,000円増） 月10,000円

副会長：60,000円（10,000円増） 月5,000円

常任理事・理事：30,000円（据え置き）

なお、増額分の財源としては、毎年会員数が増加していることを鑑み、会費収入の増額が見込めることで担保する。

3. インボイス制度の対応について

謝金を支払う会員が適格請求書発行事業者に登録しているか、なるべく早く確認する。

県会が行う事業に関する謝金の支払において、消費税の表示及び扱い、法人の場合の支払い方等について、今後、連合会から示されるものを確認して進めたい。

4. 第46回定時総会について

(1) 日程等

懇親会、宿泊も行うこととして、令和5年6月9日（金）相馬支部管内の会場の見積を取る。

6月9日に相馬支部管内で開催が難しい場合は、Jビレッジ等いわき支部管内で開催する。

行政（労働・社会保険関係、県、地元市長）、関係士業、マスコミを来賓として招待する。

コロナに関しては、国の感染予防対策に則って対応する。

(2) 役員改選に伴う選挙管理委員会委員の選任

理事からは慣例により次回開催支部から加藤理事とした。

また、各支部から委員1名の推薦を依頼する。

5. 事務局職員服務給与細則等の改正について

働き方改革労務監査委員会による事務局の社労士認証制度「経営労務診断」において指摘され

た点等について、総務委員会で職員服務給与細則の改正（有給休暇の時間単位の付与の追記、有給休暇5日付与の追記、法定休日の明記、特別休暇の無給の見直し）、法改正に基づく育児・介護休業等に関する細則の改正、ハラスメント防止に関する細則の制定案を作成した。

細則内での文言の統一化、特別休暇の起算日及び対象に関して意見が出され、再度、総務委員会で確認することとした。

6. 中間監査について

2月16日に宍戸会長が立会いのもと中間監査を実施し、適当であったことが塩崎監事から報告された。

7. 報告事項

(1) 総務委員会

学校より教員向けセミナーの実施について希望があり、福島県高校教育課に相談したところ、県会事業として実施することであれば、その募集に関して協力いただけることが報告された。

事務局職員の募集については、採用内定者から辞退の申し出があったので、引き続き、募集を継続する。

(2) 業務委員会

本年度も新型コロナウイルスの影響を受けたが、予定どおり3回の研修会、新入会員研修会、試験合格者説明会を行った。北海道、東北地域協議会において各単会の研修会の情報を共有することによって幅広い研修科目を受講できるようになった。

会場での参加者も多くなり、懇親会も開催できるようになった。ハイブリットと動画配信での開催が理想ではあるが、開催の仕方について検討する。

(3) 広報委員会

昨年度に引き続き福島民報と福島民友に記事体広告の掲載を行った。

(4) 働き方改革労務監査委員会

働き方改革労務診断研修（ツール研修）の参加者が例年に比べ多かった。

(5) デジタル化推進委員会

パソコンを使う機会が多いのでセキュリティに関する研修は継続的に必要である。

SRPⅡを取得することでリスクを意識することが大事である。引き続き会員に伝達していく。

(6) 社労士会総合相談所

12月2日に社労士会セミナーを開催した。3月9日には第2回研修会を開催する。

(7) がん就労支援事業

相談がなくても待機することとなった。8月から12月まで相談がなかったが、1月、2月と相談があった。この事業の相談員について、福島支部と郡山支部から推薦いただいていたが、事前の相談員の打合せをオンラインで行うことができるようになり、福島・郡山支部以外の会員から相談員を希望する声が寄せられた。相談において障害年金の相談が多いため、障害年金の知識・経験がある会員を推薦いただく必要はあるが、福島・郡山支部以外でも推薦いただけるように考えていく。

(8) 働き方改革推進支援センター

2月までの事業の実施状況について、今年度のセミナー参加者に電話かけをするようになって相談件数が増えている。

(9) 年金事務所窓口相談業務、街角の年金相談センター福島

1月29日に相談員との情報交換会を開催した。年金事務所との連絡会議で相談員からの要望を伝える。月間情報で連絡しているとおりの、年金事務所への要望については、毎月の連絡会議で協議できることとなっている。

(10) ADRセンター

2月27日にあっせんを行ったが、双方の歩み寄りが見られず、あっせん委員により打ち切りとなった。

(11) 令和5年度働き方改革推進支援事業

2月24日に企画書を提出した。3月6日にプレゼンを行い、10日に開札結果の連絡がある。